

# 佐倉市国民保護計画

平成19年2月

(令和5年11月 変更)

佐 倉 市



# 目 次

<b>第1編</b>	<b>総論</b>	
<b>第1章</b>	<b>市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	<b>1</b>
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の特色	2
4	市地域防災計画等との関連	2
5	市国民保護計画の見直し、変更手続	3
<b>第2章</b>	<b>国民保護措置に関する基本方針</b>	<b>3</b>
<b>第3章</b>	<b>関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	<b>5</b>
<b>第4章</b>	<b>市の地理的、社会的特徴</b>	<b>7</b>
1	位置・地形	7
2	気象	10
3	人口分布	11
4	道路の位置	12
5	鉄道の位置	12
6	その他	12
7	本市での留意事項	14
<b>第5章</b>	<b>市国民保護計画が対象とする事態</b>	<b>15</b>
1	武力攻撃事態	15
2	緊急処理事態	16
<b>第2編</b>	<b>平素からの備えや予防</b>	
<b>第1章</b>	<b>組織・体制の整備等</b>	<b>17</b>
<b>第1</b>	<b>市における組織・体制の整備</b>	<b>17</b>
1	市の各部における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	19
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	<b>23</b>
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町村との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	26
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	<b>27</b>

<b>第 4 章</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	<b>27</b>
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	29
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	30
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	31
<b>第 5 章</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>33</b>
1	研修	33
2	訓練	33
<b>第 2 章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	<b>35</b>
1	避難に関する基本的事項	35
2	避難実施要領のパターンの作成	36
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
5	避難施設の指定への協力	37
6	生活関連等施設の把握等	37
<b>第 3 章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>39</b>
1	市における備蓄	39
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
<b>第 4 章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>41</b>
1	国民保護措置に関する啓発	41
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
<b>第 3 編 武力攻撃事態等への対処</b>		
<b>第 1 章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>42</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
<b>第 2 章</b>	<b>市国民保護対策本部の設置等</b>	<b>46</b>
1	市国民保護対策本部の設置	46
2	通信の確保	58
<b>第 3 章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>59</b>
1	国・県の対策本部との連携	59
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	59
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	60
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	60
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
6	市の行う応援	61
7	ボランティア団体等に対する支援等	62
8	住民への協力要請	62

<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>63</b>
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>63</b>
1	警報の内容の伝達	63
2	警報の内容の伝達方法	64
3	緊急通報の伝達及び通知	65
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>66</b>
1	避難の指示の通知・伝達	66
2	避難実施要領の策定	67
3	避難住民の誘導	69
4	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	72
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>75</b>
1	救援の実施	75
2	関係機関との連携	75
3	救援の内容	76
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>77</b>
1	安否情報の収集	77
2	県に対する報告	78
3	安否情報の照会に対する回答	78
4	日本赤十字社に対する協力	79
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>80</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>80</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	80
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>81</b>
1	退避の指示	81
2	警戒区域の設定	82
3	応急公用負担	83
4	消防に関する措置	84
<b>第3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	<b>86</b>
1	生活関連等施設の安全確保	86
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	86
<b>第4</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>87</b>
1	NBC攻撃による災害への対処	87
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>91</b>
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>92</b>
1	保健衛生の確保	92
2	廃棄物の処理	93

<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>9 4</b>
1	生活関連物資等の価格安定	9 4
2	避難住民等の生活安定	9 4
3	生活基盤等の確保	9 4
<b>第11章</b>	<b>特殊標章等の交付及び管理</b>	<b>9 5</b>

#### 第4編 復旧等

<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	<b>9 7</b>
1	基本的考え方	9 7
2	公共的施設の応急の復旧	9 7
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	<b>9 8</b>
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>9 9</b>
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 9
2	損失補償及び損害補償	9 9
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 9

#### 第5編 緊急処理事態への備えと対処

<b>第1章</b>	<b>総論</b>	<b>1 0 0</b>
第1	基本的考え方	1 0 0
第2	事態想定ごとの被害概要	1 0 1
1	攻撃対象施設等による分類	1 0 1
2	攻撃手段による分類	1 0 2
第3	平素からの備え	1 0 3
1	関係機関による協力	1 0 3
2	市が管理する公共施設における警戒	1 0 3
3	対処マニュアル等の整備及び留意点	1 0 3
<b>第2章</b>	<b>緊急処理事態への対処</b>	<b>1 0 5</b>
第1	事態認定前の対処	1 0 5
1	初動時情報連絡体制	1 0 5
2	市緊急事態連絡本部の設置	1 0 5
3	佐倉市緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整	1 0 5
第2	市緊急処理事態対策本部の設置等	1 0 6
1	市緊急処理事態対策本部の設置手順	1 0 6
2	その他市緊急処理事態対策本部関連事項	1 0 6
第3	関係機関相互の連携と主な役割	1 0 7
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	1 0 7
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割	1 0 9

<b>第 4</b>	<b>緊急対処事態への対処上の留意点</b>	<b>1 1 7</b>
1	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 1 7
2	特殊標章等の標章の取扱い	1 1 7
3	国民経済上の措置の取扱い	1 1 7
<b>第 5</b>	<b>緊急対処事態に係る復旧等</b>	<b>1 1 7</b>